

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

<p>① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。 ※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。 ・世帯の全員が、令和5年度住民税非課税水準相当である。</p>
<p>② 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。</p>
<p>③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、糸満市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。</p>
<p>④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。</p>
<p>⑤ この申請書は、糸満市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。</p>
<p>⑥ 糸満市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月15日までに、糸満市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。</p>
<p>⑦ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。</p>

【必要書類】 ※必要書類に漏れがないか、にチェック(✓)してください。

必ず提出が必要です。

<p><input type="checkbox"/> 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)</p>								
<p><input type="checkbox"/> 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】(別紙) ※必要事項を全て記入してください。</p>								
<p><input type="checkbox"/> 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)で、いずれか1点</p> <table border="0"><tr><td>● 運転免許証のコピー(住所変更した場合は表裏両面)</td><td>● 健康保険証のコピー(氏名、住所が記載してある面)</td></tr><tr><td>● マイナンバーカードのコピー(写真のある面のみ)</td><td>● パスポートのコピー(写真、住所が記載している面)</td></tr><tr><td>● 介護保険証のコピー(氏名が記載してある面)</td><td>● 特別永住者証明書のコピー(写真のある面のみ)</td></tr></table> <p>※ 代理人が申請(受給)する場合、委任状と世帯主と代理人の関係がわかる書類を提出</p> <table border="0"><tr><td>● 代理人の本人確認書類(世帯主と同一世帯の方の場合)</td><td>● 登記事項証明書(成年後見人の場合) など</td></tr></table>	● 運転免許証のコピー(住所変更した場合は表裏両面)	● 健康保険証のコピー(氏名、住所が記載してある面)	● マイナンバーカードのコピー(写真のある面のみ)	● パスポートのコピー(写真、住所が記載している面)	● 介護保険証のコピー(氏名が記載してある面)	● 特別永住者証明書のコピー(写真のある面のみ)	● 代理人の本人確認書類(世帯主と同一世帯の方の場合)	● 登記事項証明書(成年後見人の場合) など
● 運転免許証のコピー(住所変更した場合は表裏両面)	● 健康保険証のコピー(氏名、住所が記載してある面)							
● マイナンバーカードのコピー(写真のある面のみ)	● パスポートのコピー(写真、住所が記載している面)							
● 介護保険証のコピー(氏名が記載してある面)	● 特別永住者証明書のコピー(写真のある面のみ)							
● 代理人の本人確認書類(世帯主と同一世帯の方の場合)	● 登記事項証明書(成年後見人の場合) など							
<p><input type="checkbox"/> 世帯状況を確認できる書類の写し(コピー)(取得から3か月以内のもので、いずれか1点)</p> <ul style="list-style-type: none">● 住民票謄本の写し(コピー)※マイナンバーが記載されていないもの								
<p><input type="checkbox"/> (令和5年1月1日以降、複数の自治体に転居した方のみ)戸籍の附表の写し(コピー)</p>								
<p><input type="checkbox"/> 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)</p> <ul style="list-style-type: none">● 振込先口座の通帳のコピー(金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人のカナがわかるページ)● 振込先口座のキャッシュカードのコピー(金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人のカナがわかるページ)								
<p><input type="checkbox"/> 「任意の1か月の収入」の確認書類(複数ある方は全て)</p> <ul style="list-style-type: none">● 給与収入がある場合 : 給与明細書などのコピー● 事業収入または不動産収入がある場合 : 帳簿などのコピー● 年金収入がある場合 : 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などのコピー● 源泉徴収票、確定申告書などのコピー								

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。	
令和 年 月 日	申請者氏名